

事前申込  
必要

# 静岡市太陽光発電施設の 適正な設置及び維持管理に関する条例

## 説明会開催

新たに制定された条例

どんな手続きが必要…？

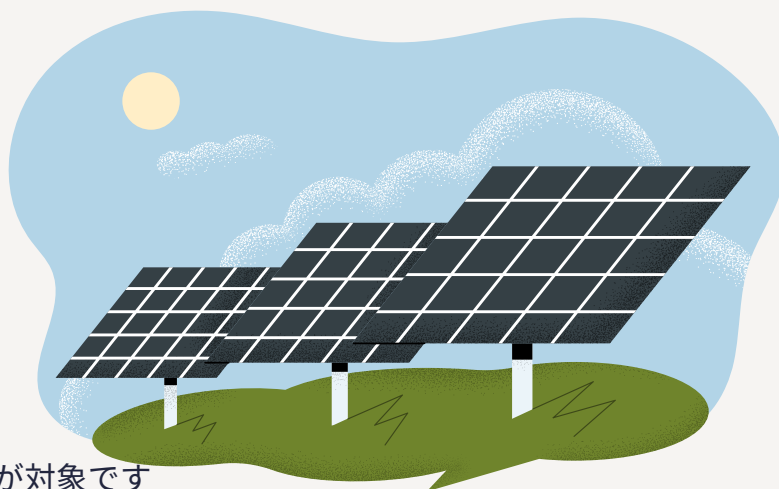
2026年11月1日に施行する  
静岡市太陽光発電施設の  
適正な設置及び維持管理に関する条例  
の概要や必要な手続きについて説明します

☑ 設置規制区域が設定されます

☑ 地上設置※10kW以上の太陽光発電施設が対象です

※ 建物(建築基準法第2条第1号に規定する建築物)に設置するものは除く

☑ 既存施設も対象となります！



静岡市では、防災・環境保全・景観等に配慮がなされ  
地域との調和が図られた太陽光発電事業が適切に実施されるよう  
太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理等を定めた条例を制定しました  
条例に基づき、新たに許可や届出などの手続きが必要となります  
設置規制区域内に設置されている既存施設は、届出が必要となります  
～手続きの詳細については裏面をご覧ください～

申込締切  
10/16(金)  
まで

2026年  
10月21日(水)

受付 / 13:30-  
説明会 / 14:00-15:30

参加方法

いずれかの方法でご参加いただけます

●会場：静岡庁舎新館17階 171・172会議室（葵区追手町5番1号）

●オンライン：Zoom

※後日、アーカイブ配信(録画動画)もご視聴いただけます

対象

静岡市内で地上設置の太陽光発電施設の設置を  
検討している方やすでに設置している方

申込

二次元コードからお申し込み下さい  
定員 会場：120名 オンライン：100名



お問い合わせ・説明会資料など

お問い合わせは、市公式ホームページ(右二次元コード)掲載のお問い合わせフォームにてお願いします  
説明会資料やアーカイブ配信の動画も、同ホームページ(右二次元コード)にて公開します

担当：静岡市環境局 環境共生課 若林・小林 Tel：054-221-1466



# 条例の主な手続き

## 設置規制区域とは…？

太陽光発電施設の設置により、土砂災害や環境、景観等に大きな影響を及ぼすことが懸念される14の区域を「設置規制区域」として設定します

- 地域森林計画に定める民有林の区域、保安林（森林法）
- 地すべり防止区域（地すべり等防止法）
- 急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律）
- 土砂災害（特別）警戒区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）
- 砂防指定地（砂防法）
- 鳥獣保護区のうち市街化区域を除く区域（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律）
- 自然公園の特別保護地区、特別地域（自然公園法、静岡県立自然公園条例）
- 南アルプスユネスコエコパークの核心地域及び緩衝地域（南アルプスユネスコエコパーク管理運営計画）
- 風致地区（都市計画法）
- 農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律）
- 自然共生サイト（地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律）
- 静岡市景観計画重点地区（景観法）
- 名勝三保松原及び名勝日本平の指定範囲（文化財保護法）
- 富士山-信仰の対象と芸術の源泉の構成資産三保松原の資産範囲、緩衝地帯（世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約）

✓ **設置規制区域内** に設置する場合は、工事着手前に市長の **許可** が必要となります

✓ **設置規制区域外** に設置する場合も、工事着手前に市長への **届出** が必要となります

## 新規施設（2026年11月1日以降に設置工事に着手する施設）

| 設置規制区域内                                                                                                                | 設置規制区域外                                                                             |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>• 設置許可申請書の提出</li><li>• 維持管理計画の作成・公表・提出</li><li>• 保証金(廃棄等費用)の預入及び質権設定契約</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>• 事業計画届出書の提出</li><li>• 維持管理計画の作成・公表</li></ul> |
| 共通： 標識の掲示・誓約書の提出                                                                                                       |                                                                                     |

## 既存施設（2026年11月1日より前に設置工事に着手した施設）

| 設置規制区域内                                                                                                              | 設置規制区域外                                                           |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>• 既存事業概要届出書の提出(2027年4月30日まで)</li><li>• 維持管理計画の作成・公表・提出(2027年4月30日まで)</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>• 維持管理計画の公表(努力義務)</li></ul> |
| 共通： 標識の掲示（2027年4月30日まで）                                                                                              |                                                                   |

その他、事業計画等の変更や事業承継が発生した場合などに手続きが必要となります